

春日大社蔵『舞楽手記』検証

——『舞楽手記』諸本考——

神田 邦彦

一、はじめに

『舞楽手記』は、奈良県春日大社に伝わる七巻の楽書、所謂「春日楽書」⁽¹⁾の一卷で、舞楽「羅陵王」の舞譜である。この書については鎌倉時代の古写本かといわれ、戦前は国宝に、戦後は国の重要文化財に指定されて、夙にその史料価値の高さがいわれてきた。⁽²⁾ところがその後、江戸期の書写ではあるが、内閣文庫・田安德川家他に同内容の伝本と覚しき写本が見つかり、⁽³⁾諸本研究が急務となっていた。⁽⁴⁾また、この書は編者・成立等についても未解明で、かつは翻刻もなかったから、その点も課題であった。⁽⁵⁾

ところが、昨秋、中原香苗氏が諸本を検討され、編者、成立等の問題に言及。粕近真編纂の『羅陵王舞譜』をもとに、興福寺の僧侶聖宣が著述したものと考察された（詳細は次章に後述）。

しかし、そう考えてよいのだろうか。反論はこれから述べるが、そもそも、氏は春日大社所蔵の原本を調査していない。それを現存諸本の「祖本」と位置づけながら、「紙焼写真版」に拠っている。だが、諸本を検討し、編者・成立の問題に考

究するのであれば、「祖本」の調査は不可欠なはずではないのか。紙焼き写真では見えない部分が疎かになるのではない。氏は春日大社のそれを実見されないまま結論を出されたが、それを含めた研究が必要であると推察する。また諸本についても、管見では、氏が指摘されたもののほかになお豊家に二本あることが確認できたから、それらも検討に加える必要があると思われる。

そこで本稿では、未検討の伝本を加えて、諸本相互の関係について検証してみる。また、その結果を踏まえて、本書の編者、成立の問題に関する考察を、追って別稿に述べたいと思う。なお、本書については共同で翻刻も行っているから、そこらも併せて参照されたい。

二、先行研究について

中原氏の論は、『詞林』第四十四号の「秘伝の相承と楽書の生成（一）——〔羅陵王舞譜〕から『舞楽手記』へ——と題する論考に収められているが、それに先行する研究として、福島和夫氏の「春日楽書」解題がある⁸⁾。まず、それによると、（四）「舞楽手記」。陵王荒序舞譜・同記録。紙背は荒序舞譜。同巻はことに欠落・錯簡が甚しい。（同解題、七六頁）という。『舞楽手記』は陵王荒序の舞譜とその記録で、紙背にも荒序の舞譜があるということだが、「欠落・錯簡が甚しい」とのことであるから、原本の調査は避けられないものと解される。ただし、こちらは辞書に執筆した解題であるから、その根拠までは書かれていない。

また、同氏によれば、『手記』伝本は春日大社蔵本のほか、内閣文庫、田安德川家、上野学園大学日本音楽史研究所にあり、春日本が祖本、以下がその写しと位置付けておられ、諸本とその関係を「春日楽書三本対照表」⁹⁾に表しておられる。いま、その対照表より『手記』部分を抽出してみると、表1のようになる。

表1 福島和夫氏「春日楽書三本対照表」より

春日大社本	荒序舞譜（首欠・裏書アリ） （イ）聖宣記 近真ヨリ春福丸へノ相伝次第（春日本欠） 跋（ロ）近真、光則・光近両家ノ荒序相伝次第。聖宣記（春日本欠） （ハ）仁治三年正月十五日近真臨終ノ相伝ノ記。（聖宣花押） 付荒序古記録 保安三年（一一二二）〜保延二年（一一三六）	日本音楽史研究所本 （平出久雄本※櫻井氏追加）	内閣文庫本・田安家本 （伊達文庫本※櫻井氏追加）
〔舞楽手記〕	二四八説 光則（首欠、二帖ヨリ残存。尾入綾以下欠） 錯簡アリ 八方八返様 返蜻蛉手アリ（十二冊本・廿二冊本欠）	/	〔荒序譜〕（二） 首欠、但春日本より19行多く残存 跋（イ）（ロ）（ハ）完備
〔紙背〕 〔荒序舞譜〕	〔舞譜〕 （26ウ〜31ウ） （32オ〜41ウ）		〔舞曲譜〕（二）

諸本により書名が異なっているが、それはいずれも内題を欠き、原題がわからず、仮称が付けられているためである。右の表によると、春日社蔵『舞楽手記』の本文には、内閣・田安家所蔵の『荒序譜（二）』が該当し、同紙背には日本音楽史研究所に蔵する『舞譜』の二十六丁裏から四十一丁裏まで、および内閣・田安家の『荒序譜（一）』と『舞曲譜（二）』が、それぞれ対応することがわかる。また、そこでは『手記』の内容についても概略が記され、主な異同も示されている。ただし、こちらは日本音楽史研究所の特別展観において同所所蔵の『舞譜』他を出陳するに際し、同所の所長である福島氏が記した解題目録の付録であるから、なぜそういえるのかという論拠までは記していない。

これに続いたのが、筆者と共同で「春日楽書」諸本を調査した櫻井利佳氏の「春日楽書」解題¹⁰であるが、氏はこれに故平出久雄蔵本と伊達文庫本（宮城県図書館蔵）とを加えている。平出本は平出の論文に紹介されているのを指摘したもので、平出没後の現在では行方が知れず、詳細は不明。伊達文庫本は、詳しくは後述するが、内閣文庫本の転写本である。ただし、櫻井氏の解題は、同じ「春日楽書」中の一巻である『楽記』について述べたものであるから、こちらも諸本の関係につ

いて詳細な考証までは示されていない。

つまり、「春日楽書」諸本の関係、ひいては『手記』諸本の関係について概略は発表されているが、詳細な検証まで示されているわけではない、といえる。しかしながら、中原氏は前掲論文に、

「春日楽書」の伝本相互の関係については先学の論考に詳しいのでそちらを参照されたい（後略）（六七頁上段）

として、注に右の福島・櫻井説を引いておられ、論拠は示しておられない。が、それでよいのか。読者は何を信じればよいのであろうか。加えて、氏は春日本について、「原本は未見、本文の検討などは春日大社蔵紙焼き写真版による」（前掲論文、六七頁上段）としておられる。春日本を除く諸本については調査され、解題を書いておられるのだが、春日本について「未見」なのでは福島氏のいう春日本の「欠落・錯簡」については検証できないのではないか。はたして、それでよいのか。

要するに、「春日楽書」諸本の関係については論拠が示されたことはなく、かつは春日本についても祖本と見られながら、検討が不十分であるといえる。そこで、以下に春日本の解題を記し、諸本との関係について検証してみる。また、管見では豊家本家にも二本確認できるが、個人蔵につき、原本の調査が及ばない。写真の紙焼きは得られたから、これについても検討できる範囲で述べてみることにする。

三、春日大社蔵『舞楽手記』解題

1. 書誌

奈良県、春日大社所蔵。卷子本、一軸。同社所蔵の、

1. 楽所補任 二卷

2. 舞楽古記 一巻
3. 高麗曲 一巻
4. 輪台詠唱歌外楽記 一巻
5. 楽記 一巻

これら内容の異なる六巻の楽書とともに桐の重箱に納める。該本を含め、都合七巻を「春日楽書」とも呼ぶが、国の重要文化財指定名称は、1が「紙本墨書楽所補任」、2～5及び該本『舞楽手記』が「紙本墨書楽書」である。⁽¹²⁾

該本の春日社における登録番号は「書 第二十二ノ第三」。表紙は竪三二・二糎、横一九・二糎の金色牡丹唐草文様織出の緞子表紙。見返しは白紙に金の揉み箔を散らし、押さえ竹に緑青色の平打紐が付く。外題は表紙左端上部の題簽に「舞楽手記^{第二}」と墨書。題簽は、金の切箔を散らした鳥の子紙で、法量は竪九・一×横二・一糎。題簽右側に登録番号を記した副題簽（竪四・九×横二・九糎）もある。なお、題簽題の筆跡は巻末の紙背にある明治三十年の修補奥書（後述）の筆跡と一致するので、表紙、題簽等はこの時の修補によるものかと察せられる。外題には「舞楽手記」とあるが、内題はない。したがって、外題がそのまま該本の書名になっているが、題簽が明治期の修補なら、その書名も明治の修補で付けられた仮称と思われる。

本文料紙は楮紙で、紙高は約二九・五糎。破損、摩損がかなりあるが、本紙は間剥ぎして表裏を分かち、間に別紙を入れて張り合わせてあり、料紙の天地は別紙で補強されている。したがって、現状の竪の法量は約三二・二糎である。状態より見るに、該本は鎌倉期のものと思われる。なお、巻末の紙背に、「明治三十年十二月修補之／官幣大社春日神社」と修補奥書があり、その下に「春日神／社之印」の方形朱印がある⁽¹³⁾

本文（紙表）には天三条、地一条の横界と縦界とが引かれ、紙の継ぎ目は縦界が重なるように継いである。縦界の界幅は各二・七糎。横界の界幅は上から一・六糎、一・四糎、二一・六糎である。墨付は十六紙で、各紙の長さは以下の通り。第

写真1 第四紙―第五紙継ぎ目部分

継ぎ目

<p>下<small>左足踏</small>遠<small>右通</small>東向<small>天</small>北<small>遠</small>打<small>右手</small>披<small>右足踏</small>見<small>天</small></p>	<p>南<small>一</small>穿<small>延</small>又<small>喘</small>見<small>天</small>翠<small>二</small>穿<small>火</small>遠<small>北</small>回<small>向</small>左<small>伏</small>肘</p>	<p>打時<small>以</small>右<small>得</small>打<small>腰</small>下<small>天</small>上<small>見</small></p>	<p><small>頭序尤有如此維何所飲舞上肘可舞此手以手如乱序也</small> 則樂<small>以上</small>畢 <small>如及逆式二及下</small></p>	<p>入破<small>第二</small>拍<small>加拍子</small>當曲揚拍子<small>謂之拍子以一激為節</small></p>	<p>北向<small>天</small>諸<small>伏</small>肘<small>打</small>天<small>高</small>踊<small>右足</small>披<small>天</small>高<small>踊</small>右<small>足</small>小<small>踏</small>去<small>肘</small>左<small>足</small></p>	<p>諸<small>手</small>下<small>退</small>左<small>足</small>踏<small>已</small>去<small>右足</small>肘<small>右足</small>踏<small>天</small>押<small>足</small>昆<small>寄</small>右<small>見</small>面<small>省</small></p>	<p>二穿<small>連</small>寄<small>天</small>東<small>迴</small>向<small>天</small>左<small>手</small>合<small>天</small>撥<small>左</small>踏<small>左</small>踏<small>天</small></p>
---	---	---	---	--	--	--	---

一紙四一・一糎、第二紙四五・六糎、第三紙四二・一糎、第四紙二九・六糎、第五紙三三・一糎、第六紙四六・二糎、第七紙一六・九糎、第八紙一・一糎、第九紙三八・二糎、第十紙四六・四糎、第十一紙八・一糎、第十二紙二七・四糎、第十三紙七・九糎、第十四紙二・五糎、第十五紙四一・一糎、第十六紙二七・五糎。

該本は、表裏両面に記事を有し、本文（紙表）第一紙から第四紙までの筆跡をAとすると、それ以降はBで、二人による寄合書きである（以下、前者を筆者A、後者を筆者Bと呼ぶ）。紙背の記事も、第一紙から第四紙まではA、第十五紙から十六紙はBであるが、第五紙から第十四紙背の記事については別筆である。なお、詳細は次項「内容」に述べる。

また、本文（紙表）と紙背とを見るに、第四紙端、第五紙端、第七紙末、第八紙端、第十三紙末、第十五紙端は継ぎ目で文字が欠けている。したがって、本文が書写されたのちに、いづれかの時期に料紙が一部断ち落とされたものと理解され、内容にも欠損を生じているものと思われる。ただし、第四紙と第五紙の継ぎ目については、他と様相が異なり、写真1（前頁）のようになっていいる。

第四紙と第五紙の継ぎ目は、縦界が重ならず、紙の継ぎ方が他と異なるのであるが、第五紙冒頭行の末尾「有二説」の「説」字が継ぎ目で切れており、同じ第五紙冒頭の「入破」の「入」字の右隣の行にも文字があるが切れて判読できない（写真〇で囲む）。したがって、本文が一通り書写されたのちに第五紙前半が断ち落とされたものと理解されるが、「四反近代二反ナリ」とある部分は継ぎ目の上から書かれている。したがって、こちらは第五紙が断ち落とされ、第四紙と継がれたのちに書かれたものとわかる。この「四反近代二反ナリ」は筆跡に照らして第五紙の筆者と同筆であるから、第五紙前半を断ち落とし、第四紙と継いだのは、この第五紙の筆者だということになる。つまり、第五紙前半部分の断ち落としは本文が書写されたのち、いづれかの時期に第五紙の筆者自身が行ったということになる。またそういうことなら、この断ち落としは意図的なものであったかと推察され、なぜそうしたのか、断ち落とされた部分には何が書かれていたのか、などが課題になる。

2. 内容

(1) 紙表

該本には、料紙の断ち落としによる欠損のあることがわかったが、断ち落とし箇所を内容と重ね合わせて示すと次のようになる。

表2 春日大社蔵『舞樂手記』内容細目 ※~~~~は料紙の断ち落とし跡を示す

紙表	紙背
第二段【第一紙】 第三段 <small>名終 手之</small>	「返蜻蛉手」 「一説北向阿刀胡児……」 「口伝云崎取手者……」 「一説東向天合掌シテ……」 (名称未詳の舞譜)
轉 第一段 第二段	A
嘖序 (段数未詳)	A
入破第二帖 半帖 【第五紙】	「入破半帖舞例」
入破第二切異説 二帖頭 半帖頭	八帖 一帖 「八方八返 <small>やう</small> 」
(入様) 入綾手 勅禄手	異筆 八帖 二帖
破第二切半帖異説【第十四紙】	B
跋(末尾花押)【第十五紙】 (荒序記録)	B
(1) 保安三年三月三十日	① 建曆二年四月八日 ② 建保四年六月廿七日
	「故判官近真荒序舞事」

- (2) 天治元年正月廿九日
- (3) 同二年正月十八日
- (4) 大治二年正月廿日
- (5) 長承元年八月廿二日
- (6) 同二年三月六日
- (7) 同二年三月七日
- (8) 同二年三月廿六日
- (9) 同三年二月廿日
- (10) 同三年後十二月十四日
- (11) 保延二年正月廿三日
- (12) 同二年二月九日

(修補奥書)
 「明治三十年十二月修補之／
 官幣大社春日神社」

これによって見ていくと、本文に内題はなく、冒頭は「第二段」と書き出しており、曲名も記されていないから、端は欠損したと見られる。次いで、「第三段」「囀」(第一段・第二段)、「嗔序」(段数未詳)と題する舞譜が続き、「入破」「入綾手」「勅祿手」「破第二切半帖異説」に至ることがわかる。前述の先行研究では、本書は「陵王荒序」の舞譜と荒序の記録だということだが、鎌倉時代に成った『教訓抄』巻一「羅陵王」条より、同曲の構成を確認すると、

羅陵王 別装束舞 通大曲 古楽

乱序一帖 囀二度 嗔序一帖

荒序八帖 入破二帖拍子各十六

その構成は、乱序、囀、嗔序、荒序、入破であることがわかる。本書には、このうち「囀」「嗔序」「入破」が見えるから陵王の舞譜と見てよい。また、「囀」の前にある「第二段」「第三段」というのは、構成から推すと「乱序」の一部だろうか。本書は冒頭が欠けているわけであるが、「乱序」部分の前半が欠けたものかと察せられる。ただし、残る「荒序」について

は見当たらない。因みに、詳しくは後述するが、該本の写しといわれる内閣文庫本にも「荒序」は見えない。前述福島氏の解題では、本書の紙表を「陵王荒序舞譜」としておられるが、「荒序」を除く「羅陵王」の舞譜といふべきであろう。また、前項1で第四紙と第五紙の間に、削除された記事があるのではないかとしたが、「羅陵王」の構成から見ると、そこに入るのには「荒序」だろうか。前掲表2を見ると、第四紙は「唄序」で、第五紙が「入破」であるから、前掲『教訓抄』によれば、その間に入るのには「荒序」だということになる。したがって、断ち落とされたのは「荒序」なのではないか。中原氏は、『手記』に「荒序」が見えないことについて、

今のところ、『舞楽手記』に〈荒序〉が見えない理由に関しては、不明といわざるを得ない。(前掲論文、七三頁上段)と述べておられるが、該本の継ぎ目の状態を見れば、それは筆者によって断ち落とされたものと理解できる。つまり、「荒序」が見えないのは、意図的に削られたためで、もとはそこに「荒序」があったものだろうか。また、そうであるなら、第四紙と第五紙の間にはもつと多くの紙面があったはずで、削られたのは第五紙の前半部分だけではなかったものと想像できる。では、なぜ「荒序」が落とされたのかという疑問も生じるが、跋文に「荒序」は伝授できない旨が書かれているから、それゆえに削られたのではないかと推察する。ただし、ここでは紙幅が限られているから、その点については別稿に述べる。

話を戻すと、巻末には本文と同筆(筆者B)の跋文が見える。そこでは、本書執筆の動機、成立の背景等に触れており、末尾には真筆と見られる花押もある(左写真2参照)から、原本かと想像される。ただし、中原氏は該本について、『舞楽手記』は卷子本一軸、鎌倉期写(前掲論文、六七頁上段)と書いており、該本は写本であるとし、原本だとはしていない。また、跋文の解釈についても筆者の見解とは異なる部分もあるから、この点は別に検討する。

成立年代については、跋文に年紀がないから明確にはならないが、そこには仁治三年(一二四二)正月に伯近真が病没し、彼の息子たちの将来を憂うくだりが見えるから、同年正月以降の成立だろうか。こちらも本書の内容と関わるから、詳

しくは別に述べる。

跋文が終わると、保安三年（一一二二）三月三十日条から保延二年（一一三六）二月九日条に至る陵王荒序の演奏記録が
写真2 春日大社本跋文の花押

仁治三年西月^{十五}廿日^{ヨリ}致刺官近真病愴退日吹第有信維
 無^三燕序傳核之信仍九萬^三藏院信^三御^三後^三燕序
 之由可致作防近真之公^中入仍宗卷佳^中奉^中青^中上^中近^中去
 許^中安^中市^中寺^中叶^中也^中之^中重^中使^中故^中序^中為^中使^中名^中致^中作^中者^中之^中表^中尚^中以^中信^中序
 廿日^三愚^三信^三以^三病^三中^三之^三身^三在^三內^三米^三近^三去^三外^三以^三多^三理^三半^三子^三烟^三前
 杖^三病^三志^三核^三老^三高^三并^三春^三福^三九^三元^三子^三息^三早^三出^三者^三病^三之^三諸^三人^三聖^三定
 之外^三奉^三冬^三并^三左^三近^三將^三進^三進^三新^三有^三其^三所^三春^三福^三八^三十^三歲^三也^三自^三拭^三淚
 習^三之^三事^三以^三第^三氣^三傷^三滿^三月^三燕^三序^三請^三並^三和^三麻^三之^三故^三以^三作^三文^三字
 書^三首^三之^三聖^三定^三人^三知^三此^三之^三同^三或^三付^三假^三名^三亦^三禮^三國^三之^三燕^三序^三下
 和^三曲^三之^三大^三數^三稱^三數^三之^三統^三之^三高^三家^三甚^三深^三之^三故^三矣^三心^三之^三所^三及^三唯^三欲^三復
 渡^三光^三焉^三者^三不^三入^三心^三乎^三期^三明^三日^三春^三福^三者^三少^三乎^三行^三善^三其^三并^三慈^三致^三之^三行
 配^三蒙^三 三寶大明神御冥助近十年之壽命必欲能兼
 樂之執事若所取無條中者桂丁家 神感矣

記される。

(2) 紙背

本書には紙背にも記事が見えるが、中原論文では、「紙背をのぞいた表書の部分のみを考察の対象とする」(六九頁上段)として、紙背を考察の対象外としておられる。その理由は示されていないが、それでよいか。前掲福島氏の解題では、該本に「欠脱・錯簡」があると指摘されていたが、同氏の「春日楽書三本対照表」(前掲表1)では、紙背に「錯簡アリ」とあるから、内容を調査してみる必要がある。なお、卷子本では紙表は巻首から巻末へ向かって記事が進むが、紙背ではその逆になるから、前掲表2に従い、巻末から記事を追ってみる。すると、次の記事が見出せる。

- (一) 明治三十年の修補奥書(詳細は既述)
- (二) 「故判官近真荒序舞事」と題する建暦二年(一一二二)四月八日、建保四年(一一二六)六月二十七日の記録。標題にあるとおり、近真が陵王荒序を舞った折の記録。近真は伯近真であろう。筆は筆者B。
- (三) 「二帖」から「八帖」に至る舞譜。筆跡は筆者A・Bとは別筆。
- (四) 「八方八返^う」の「一帖」から「八帖」に至る舞譜。筆者A・Bとは別筆。
- (五) 「入破半帖舞例」と題する記録。筆者はB。
- (六) 名称不詳の舞譜。(宮内庁書陵部蔵『陵王荒序』によると、「囀三度舞様」筆者A。
- (七) 「一説 東向^天合掌^テ……(後略)」と起筆する舞譜。筆者A。
- (八) 「口伝云崎取手者……(後略)」と始める口伝。筆者A。
- (九) 「一説北向阿刀胡兒……」と始める詠、囀の類の譜。筆者はA。
- (十) 「返蜻蛉手」と題する舞譜。筆者A。

大別十条からなるが、前掲表1に引いた福島氏の対照表では、紙背について、

(紙背)
二四八説 光則(首欠、二帖ヨリ残存。尾入綾以下欠) 錯簡アリ
〔荒序舞譜〕
八方八返様

返蜻蛉手アリ(十二冊本・廿二冊本欠)

としておられた。このうち、「八方八返様」というのは、(四)であろうし、「返蜻蛉手」というのは(十)だとわかる。では、「二四八説 光則」というのは、どれか。「二帖ヨリ残存」とあるから、(三)だろうか。ただし、本文には曲名の記載がなく、それだけでは何の舞譜であるのか、わかりにくい。そこで、再び『教訓抄』巻第一「羅陵王」条によると、

荒序クラウシヨ／有八帖拍子八。此鼓如乱声打之。有二説二四八説¹⁵八方八返様

とあるから、荒序は八帖からなり、「二四八説」と「八方八返様」と二説あることがわかる。したがって、(四)の記事については「八方八返やう」とあるから、荒序の一説「八方八返様」である。(三)についても二帖から八帖まであり、「八方八返様」とともに書かれていることからすると、荒序の一説「二四八説」の可能性がある。そこで、さらに宮内庁書陵部に所蔵する、鎌倉時代の書写といわれる羅陵王の舞譜『陵王荒序』(伏見宮家旧蔵)¹⁶を参照すると、こちらには、「荒序」は「二四八説」と「八方八返様」の二説を載せている。そこで、『手記』の本文と『陵王荒序』の本文とを対照させてみると、どうか。全文を対照させる紙幅はないが、『手記』紙背(三)記事の「二帖」と、『陵王荒序』の「荒序二四八説」の「二帖」とを次に対照させてみる。なお、手は『舞樂手記』、陵は『陵王荒序』を示し、●は該当する文字のないことを示す。また、■は印字不能の文字。¹⁷

手	南向 <small>天左</small> 腰突 <small>右</small> □	乙打 <small>右足</small> 懸 <small>右肩</small> 右足引上	●
陵	南向 <small>天左</small> 腰突 <small>右</small> ■	乙打 <small>右足</small> 懸 <small>右肩</small> 右足引上	●
手	左同各二度 <small>右左</small> ■	乙違 <small>天</small> 懸 <small>右</small> 天踏 <small>左</small> ■	●

「三帖」、「四帖」、「五帖」、「六帖」、「七帖」、「八帖」と続いており、順序は正しい。また、第十三紙と第十二紙の継ぎ目を除き、各紙の継ぎ目は、継ぎ目の上に文字が乗っており、それらの紙継ぎの順序は正しい。したがって、ここに錯簡はないといえるが、そもそもここに錯簡があるなら、紙表にも錯簡が生じていなければならないはずである。

では、これら荒序譜である(三)(四)の記事は、筆者A・Bと筆跡が異なるわけであるが、それは後人の筆なのだろうか。つまり、筆者A・Bとともに、第三人目の筆者が参加して書いたものなのか、後年誰かが書き加えたものなのか、ということであるが、前者ならば秘曲とされる「荒序」のみを紙背に記したことになる。しかし、紙表が界線を引き、整然と書いているのに対し、紙背の「界線もないから文字の並びも乱れ、誤記も少ない。こうした状況を見ると、紙表の本文とともに書かれたと解するより後人が書き加えたものと見るべきではないか。また、筆者Bによって紙表の荒序が削られたのなら、筆者A・Bとともに第三人目の筆者が参加して書いたものと考えるのはむずかしい。むしろ、荒序が削られていたから、後人が裏にそれを書き加えたと解すべきであろう。

それでは、福島氏の対照表に言及のない(二)・(五)・(九)の記事についてはどうか。これらはいずれも筆者A・Bによる記事であるが、同氏は前掲表1で、「裏書アリ」と、裏書の存在を指摘しておられるから、これらの記事は裏書だろうか。(五)「入破半帖舞例」が記された位置を前掲表2で確認してみると、それは紙表の「入破第二帖」の裏に記されており、「入破」に関係しているから、これは裏書だろうか。筆跡も紙表の筆者Bと同筆であるから、その可能性がある。また、(九)の詠、轉体の譜も、書かれた場所を前掲表2で見ると、紙表の「轉」の裏に記されており、内容も同じ轉に關するものであるから、こちらも裏書かと推察される。筆跡もその部分の紙表の筆者と同じ筆者Aである。

こうしてみると、紙背の記事のうち、筆者AとBによるものは、氏が指摘されるように、紙表の本文に対する裏書と見てよいのではないか。

紙背を通観してみると、後人のものと見られる荒序の譜もあるが、紙表の筆者と同筆の、裏書もあることがわかる。中原

氏は紙背の記事を考察の対象外にしておられたわけであるが、裏書については本文と一体のものに見做すべきであるから、『手記』の内容、編者、成立等の問題を論じる場合には看過はできないといえる。

3. まとめ

春日大社蔵本をつぶさに調査してみると、いくつか発見があり、かつは問題点も明らかになった。箇条書きにしてみると、

- (一) 本書の紙表はこれまで「陵王荒序舞譜」とされてきたが、「荒序」部分は見当たらないこと。
 - (二) 筆者により料紙が断ち落とされたと思われる箇所があること。また、そこに該当するのは「荒序」かと思われること。
 - (三) (二)のほかにも料紙の断ち落としによる欠損があること。
 - (四) 本書はこれまで現存諸本の「祖本」とされてきたが、奥書の内容と真筆の花押から、原本でもあるかと思われること。
 - (五) 紙背には本文と筆跡の異なる「荒序」譜があるが、後人の加筆と見られること。
 - (六) 紙背には本文と同筆の記事もあり、それは裏書と思われるから、紙背も看過できないこと。
- などであろうか。ただし、(四)の現存諸本の祖本か否かは後で検討する。また、原本を断じてよいかは、跋文も検証してみなければ断言はできないから、別に述べる。
- ともあれ、春日大社蔵本は原本かとも想像する鎌倉期の本であるが、欠損があり、原態をとどめてはいないようである。では、他の伝本ではどうか。

四、諸本について

前掲表1によれば、春日本の紙表と紙背とでは対応する諸本が異なるから、まず紙表に対応する諸本から見してみる。なお、春日本を除く諸本については、中原論文にも解題があり、重複する部分も出てくるであろうが、ここでは筆者の調査結果を記してみる。

1. 紙表に対応するとされる諸本

(1) 国立公文書館内閣文庫蔵『荒序譜(二)』

内閣文庫に所蔵する「楽書部類」二十二冊のうち第十冊にあたる。配架函番号は「特一〇二・乙・七」。一冊の袋綴冊子本で、法量は約二八・七×二九・五糎の特大本である。表紙は水瓶色牡丹唐草文様。外題は表紙左端上部に墨で「荒序譜」と打付書きにし、表紙右下に「楽書部類」、角近くに「共廿二」と朱書。本文料紙は楮紙である。巻首に「秘閣／図書／之章」(丙種)の朱印があり、これが紅葉山文庫の所蔵であったことがわかる。

内容を検するに、内題はなく、本文の書写は一筆であるが、朱校(ミセケチ、校勘等)は別筆である。墨付は十四丁。該本に奥書はないが、「楽書部類」の最終第二十二冊巻末、第二十六丁表に次のような奥書がある。

楽書二十二巻古来秘伝

也蔵在南都興福寺不妄

示人今度新写一部如正

本令校合所納

江戸御文庫也(改丁)

寛文六年正月

これにより、該本を含む「楽書部類」二十二冊が、興福寺に所蔵するという二十二巻の楽書を写したもので、寛文六年（一六六六）正月に江戸の紅葉山文庫に納められたものであることがわかる。ただし、何によるかは明記されていないが「校合せしめ……」とあるから、校本を用いて校合している。内閣本に散見する朱校（前述）がそれだろうか。

では、該本を春日本と比較すると、どうか。詳しくは後で検討するが、概要だけを述べると、両者は同内容で、行取りも同じである。また、春日本で料紙が破損し、文字の不鮮明な箇所が該本では空白、ないしは欠字を示す「―」となっており、跋文の花押は春日のそれが真筆であるのに対し、該本のそれは写しに見える。したがって、該本は春日本の写しの系統で、春日を親本、ないしは祖本とするものであるといえる。

ただし、該本に存し、春日本に欠く記事もあり、該本には「嗔序」の「第一段」があるが、春日本には見えず、跋文は、該本に三つあるが、春日には一つしか見えない。いま、該本の三つの跋文に①②③と番号を付すと、春日のそれは③のみであることがわかる。冒頭についても、春日は「第二段」から始まるが、該本はその前に「第三段」「第六段号少藤卷初段」と題する記事がある。冒頭は虫損、破損等によって失われたと見るのが自然であるが、「嗔序」の「第一段」や跋文①②については見えない理由がわからないから、第五章で検討する。

(2) 国文学研究資料館寄託田安德川家蔵『荒序譜(二)』

田安德川家所蔵。「二十二部楽書」と呼ばれる二十二冊の楽書のうちの第十七冊にあたる。「二十二部楽書」は、内閣文庫所蔵の「楽書部類」二十二冊と同内容なのであるが、該本を含む「二十二部楽書」については、岸辺成雄らによる「田安德川家蔵楽書目録——その資料的意義——」⁽¹⁸⁾に解題がある。それによれば、

『田藩事実』によれば、享保十九（一七三四）年四月二十九日に宗武が江戸城本丸より借り出した書物の中に「楽書二

十二冊」とあるから、これを書写したものと思われる。

(同解題、五三頁)

ということである。したがって、該本は前項の紅葉山文庫旧蔵の内閣文庫本を写したものと理解され、それなら享保十九年頃の写しとなるだろうか。

該本は一冊の袋綴冊子本で、表紙は無地の素表紙。法量は三〇・二×二二・五糎。外題は一九・〇×四・一糎の題簽に「荒序譜 共二冊」と書く。「共二冊」とあるが、それは後述する田安家蔵の『荒序譜(一)』と揃いであることを意味するものと思われる。ただし、該本の親本にあたる内閣文庫本の外題にはそのようなことは書いていないから、書写者の判断で記したものであろうか。また、表紙右肩に「楽書」と墨で打付書きにする。本文料紙は楮紙で、書写は一筆。内題はなく、第一丁表に「田安／府芸／台印」の方型朱印がある。墨付は十四丁。内閣文庫本と比較すると、行取りが同じで、字句の異同もほとんどないから、既述のとおりこれの写しと見てよい。

(3) 宮城県図書館伊達文庫蔵『荒序譜(二)』

伊達家旧蔵。「楽書」という書名で登録されている二十冊のうちの、第十七冊にあたる。この「楽書」二十冊は、前項(1)(2)に述べた「二十二部楽書」と構成が同じで、寛文六年(二六六六)に江戸の紅葉山文庫に納めた由の奥書(前掲)を有す。が、こちらは二十二冊のうち二冊を欠き、現存は二十冊である。

該本は一冊の袋綴冊子本。配架函番号は「伊七六一―二・三・二〇・一」。表紙は群青色の無地表紙で、法量は竪二九・五×横二二・〇糎。外題は竪一八・三×横三・一糎の題簽に、「楽書」と墨書。本文料紙は楮紙で、書写は一筆。巻首に「伊達文庫／宮城県／図書館」、「伊達伯／観瀾閣／図書印」の朱印がある。墨付は十四丁。前項(1)の内閣文庫本、(2)田安家本とは行取りが同じで、字句の異同も小異。したがって、こちらも前項(2)の田安家本同様、前項(1)の内閣文庫本の写しと思われる。

2. 紙背に対応するといわれる諸本

(1) 国立公文書館内閣文庫蔵紅葉山文庫旧蔵『荒序譜(一)』及び『舞曲譜(一)』
いずれも、前項1の(1)の「楽書部類」二十二冊に含まれ、装丁、配架函番号は同じ。

『荒序譜(一)』。墨付七丁。内容は次章で春日本紙背と対照させて示すが、概略を述べると、「荒序^{二四八説}狛光則」、「一帖^{八方八返}様狛光則」、「入綾手」、「勅禄手」と題する舞譜と、「囀調」(「囀詞」の誤りか)と題する囀の詞章からなる。このうち「荒序^{二四八説}狛光則」は、荒序の「二四八説」と「八方八返様」で、春日本紙背にも見えるものに近い。「入綾手」、「勅禄手」については、春日本紙背に見当たらない。

『舞曲譜(一)』。墨付十八丁。こちらも内容は次章で春日本紙背と対照させて示すが、概略を述べれば、「右伏肘」諸去肘」など、舞の動作の訓みとその動作の詳細、「舞曲体背事」・「舞出心事」と題する口伝などからなる。ただし、こちらも春日本紙背には見えない。

(2) 国文学研究資料館寄託田安德川家蔵『荒序譜(一)』及び『舞曲譜(一)』

前項1の(2)同様、内閣文庫蔵『荒序譜(一)』及び『舞曲譜(一)』の転写本と見られるから、ここでは割愛する。

(3) 宮城県図書館伊達文庫蔵『荒序譜(一)』及び『舞曲譜(一)』

前項1の(2)同様、内閣文庫蔵『荒序譜(一)』及び『舞曲譜(一)』の転写本と思われるから、省略。

(4) 上野学園大学日本音楽史研究所蔵窪家旧蔵『舞譜』

同研究所に所蔵する窪家旧蔵の「春日楽書」のうち。福島和夫氏に解題があり、書名は同氏による仮称。また、筆者も「上野学園日本音楽資料室史料目録 雅楽関係史料目録稿」に書誌を書いたが、改めて記しておく。⁽¹⁹⁾

該本は一冊の仮綴冊子本。書背は糊付けして背張りする。表紙は本紙共紙で、本文料紙は楮紙。法量は豎二八・二×横二〇・一穂。外題はないが、表紙右肩に小字で、「中央楽 春庭楽 裏頭楽／甘州 五常楽 喜春楽／感城楽 傾杯楽 賀王／秦王三台塩 万歳楽／同曲 荒序」と打付書きがある。こちらは本文と同筆であるが目録かと想像するが、その点は別の機会に検討する。また、表紙中央に「永暦元年ヨリ永萬元迄名寄ノ巻物有之」とあり、表紙右端には「六月十二日交合」ともある。いずれも本文と同筆であるが、こちらは何を意味するか、これだけではわからない。該本を含む窪家旧蔵「春日楽書」にかかわる注記だろうか。内題はなく、原題は未詳。奥書はなく、書写年、書写者等については記されていないが、同じ窪家旧蔵の『補任』（『樂所補任』下巻）一冊の奥書に、寛文十年（一六七〇）六月の窪光逸（一六一五〜七七）の書写奥書があり、本書と装丁、書型、料紙、筆跡等が同じであることから、光逸が同じ頃写したものではないかと推察する。

該本の内容と他本との関係については、右の福島氏の解題に対照表があるから、それを引く。

表3 福島氏『舞譜』三本対照表より

	十二冊本（※窪家旧蔵本）	春日本	廿二部楽書（内閣本）
イ	1オ〜3オ 中央楽・春庭楽	欠	17 懷中略譜三途中より
ロ	3ウ〜9ウ 裏頭楽・甘州・五常楽	欠	16 (同) 二途中より
ハ	9ウ〜15オ 喜春楽〜感城楽	欠	17 (同) 三途中まで
ニ	15ウ〜21ウ 傾杯楽・賀王・秦王	欠	4 掌中要録三途中
ホ	21ウ〜26オ 三台・万歳楽	欠	16 懷中略譜二途中まで
ヘ	26ウ〜31ウ 荒序（※以上舞譜）	欠	9 荒序譜一
ト	32オ〜41ウ （舞譜案譜法他）	欠	19 舞曲譜一

（福島氏解題、一八頁。※は筆者注）

内容は上段に示すとおり、舞譜集成といった体であり、春日本『舞楽手記』に対応するのは「荒序」部分のみかと解されるが、さらに氏は同解題に次のようにも述べておられる。

本書には春日本・二十二部楽書に欠落している箇所も一・二にとどまらない。また（へ）『舞楽手記』（廿二部『荒序記』^{*}）については、極めて出入がはげしい。明治三十年の修補の際の乱丁・落丁が相当あるものと推定される。更に云えば『二十二部楽書』書写時において、すでにかなりの混乱があったと思われる。

（筆者注、※「記」は「譜」の誤りか。同解題一八頁）

因みに、ここにいう「春日本」は春日大社所蔵の「春日楽書」七巻のことであり、「二十二部楽書」は、内閣文庫蔵「楽書部類」（二十二冊）・田安德川家蔵「二十二部楽書」のことをいう（ほかに伊達文庫蔵「楽書」二十冊〈二冊欠〉がある）。これによれば、該本には存するが、「春日本」・「二十二部楽書」に欠ける記事が多く、とくに前者については「極めて出入がはげしい」とあって、つまり春日大社所蔵の「春日楽書」（七巻）中に現存するのは（へ）の部分のみで、他の（イ）（ホ）、及び（ト）は、明治三十年の修補の際に「乱丁」ないしは「落丁」して欠けたものもあると推察しておられる。本稿で問題にしている春日大社蔵『舞楽手記』のみならず、同社の他の「春日楽書」六巻いずれにも明治三十年に修補の由が記されている（前述）わけであるが、氏はその際に脱落したのも少なくともなかったのではないかと述べておられるわけである。

ともあれ、氏の解説によれば、『手記』紙背に対応するのは、窪家旧蔵の『舞譜』の二十六丁裏から三十二丁裏と、内閣・田安家所蔵の『荒序譜（一）』だということである。しかし、春日本に対応するとされる諸本を通観すると、紙表対応の諸本については春日本と同内容であるようだが、異同も散見する。また、紙背に対応といわれる諸本は、内容を概観するに、春日本とは異なる部分が多く、同内容とは言えないように見えるが、はたしてどうか。

五、春日本と諸本の関係について

現存諸本の祖本と見られるのが春日本であるが、これと諸本がどのような関係にあるのか、比較、検証してみる。前掲表1に示した先行の研究では、春日本は紙表と紙背とでは対応する諸本が異なるから、ここでもまず紙表から見てみる。

1. 紙表について

前掲表1によると、春日本の紙表には内閣文庫蔵『荒序譜(二二)』、田安德川家蔵『荒序譜(二二)』、伊達文庫蔵『荒序譜(二二)』が対応する。ただし、前章で述べたように、田安・伊達の二本は、内閣文庫本の写しであるから、ここでは除く。そこで、内閣文庫本と春日本とを対照させてみる。

表4 内閣文庫蔵『荒序譜(二二)』と春日大社蔵『舞楽手記』対照表 ※~~~~~は料紙の断ち落とし跡を示す

内閣文庫蔵『荒序譜(二二)』 (内題なし) 巻首欠か (途中から始まる) (※乱序第五段大膝巻第二段か) 第三段… 第六段号少膝巻初段… 第二段… 第三段名終手之…	春日大社蔵『舞楽手記』 紙表 (首欠) 第二段… 第三段名終手之…	紙背 返蜻蛉手 一説北向阿刀胡児…
囀	【第一紙】	囀

<p>第一段：囀詞：囀詞：……</p> <p>第二段：囀詞：囀詞：……</p> <p>囀序</p> <p>第一段：……</p> <p>第二段：……</p> <p>入破第二帖：……</p> <p>半帖：……</p> <p>入破第二切異説：……</p> <p>二帖頭：……</p> <p>半帖頭：……</p> <p>入綾手：……</p> <p>勅禄手：……</p> <p>破第二切半帖異説：……</p> <p>跋文①「故判官近真去正月廿五日：……」</p> <p>跋文②「故判官蒙勅許事」</p> <p>跋文③「仁治三年正月十五日：……」</p> <p>末尾：花押（写し）</p> <p>（荒序記録）</p> <p>(1) 保安三年三月卅日</p> <p>(2) 天治元年正月廿九日</p> <p>(3) 同二年正月十八日</p> <p>(4) 大治二年正月廿日</p> <p>(5) 長承元年八月廿二日</p> <p>(6) 同二年三月六日</p> <p>(7) 同二年三月七日</p> <p>(8) 同二年三月廿六日</p>
--

<p>第一段：囀詞：囀詞：……</p> <p>第二段：囀詞：囀詞：……</p> <p>囀序</p> <p>第一段：……</p> <p>第二段：……</p> <p>入破第二帖：……</p> <p>半帖：……</p> <p>入破第二切異説：……</p> <p>二帖頭：……</p> <p>半帖頭：……</p> <p>入綾手：……</p> <p>勅禄手：……</p> <p>破第二切半帖異説：……</p> <p>跋文③「仁治三年正月十五日：……」【第十五紙】</p> <p>末尾：真筆花押</p> <p>（荒序記録）</p> <p>(1) 保安三年三月卅日</p> <p>(2) 天治元年正月廿九日</p> <p>(3) 同二年正月十八日</p> <p>(4) 大治二年正月廿日</p> <p>(5) 長承元年八月廿二日</p> <p>(6) 同二年三月六日</p> <p>(7) 同二年三月七日</p> <p>(8) 同二年三月廿六日</p>	<p>【第三紙】</p> <p>口伝云崎取手者：……</p> <p>一説 東向天合掌シテ……</p> <p>囀三度舞様（※途中より）</p>
<p>【第四紙】</p> <p>入破半帖舞例：……</p> <p>八帖</p> <p>一帖</p> <p>八方八返やう</p> <p>八帖</p> <p>二帖</p>	<p>【第五紙】</p> <p>八帖</p> <p>一帖</p> <p>八方八返やう</p> <p>八帖</p> <p>二帖</p>
<p>【第十四紙】</p> <p>二帖</p>	

(9) 同三年二月廿日
 (10) 同三年後十二月十四日
 (11) 保延二年正月廿三日
 (12) 同二年二月九日

(9) 同三年二月廿日
 (10) 同三年後十二月十四日
 (11) 保延二年正月廿三日
 (12) 同二年二月九日

上段に内閣文庫本を、下段に春日日本を配し、春日日本に見える料紙の断ち落とし位置は~~~~で示した。これによって見ていくと、内閣文庫本は内題がなく、冒頭は記事の途中から始まる。その部分を示すと、

突_左手_右下_{左膝突} | | 左膝突替_右下_{左膝突} |

西向_天 右桴_{懸右肩} 左印_{懸右肩} 右桴_{懸右肩左} 右足縮_{右足縮} □

南向_天 小躍_{右足前} 居_{左足前} 右膝突_{右膝突} 左伏肘打_{右桴腰突} 以桴右

上見_{如日書} □ | 本左伏肘_{腰突} 伏肘 | | | |

下_{左膝突替} 左_下 右膝突替_右 下_{左膝突替} 立 | |

桴末_{右手上} 桴本_{左手下} 如双龍舞急随拍子早頻_三

南寄_天 北廻向後尻走_{右手左腰付} 上見_天

第三段

(後略)

「(1オ)

となっており、つまり巻首は欠けたものと解される。また、欠字を示すと思われる「|」もあり、親本ないしは祖本に破損・虫損などがあったものと察せられる。次いで「第三段」、「第六段_{号少膝巻初段}」と続くが、その次の「第二段」以降巻末に至

るまでが春日本文と一致し、両者は同内容であることがわかる。ただし、内閣文庫本には「嗔序」の第一段があるが、春日本では欠けている。跋文は内閣には三つあるが、春日には一つしか見えない。いま、内閣の跋文に①②③と番号を付ける、春日の跋文は①②がなく、③のみであることがわかる。

つまり、内閣にあつて春日にない記事があるわけであるが、春日の料紙が断ち落とされた跡(表4に~~~~で示す)に着目すると、内閣にのみ見える部分は、いずれも春日で料紙が断ち落とされた部分と一致することがわかる。すなわち、内閣のみに見える「嗔序」の「第一段」部分は、春日本では第三紙と第四紙の間にあたるが、第三章で述べたように春日本第四紙の端は文字が切れており、料紙が断ち落とされたとわかる。したがって、「嗔序」の「第一段」部分は料紙の断ち落とによって失われたものと推察される。また同様に、内閣に見える跋文①②部分は、春日本では第十四紙と第十五紙の間にあたるが、第三章で既述のように、第十五紙端は紙背の文字が切れており、料紙が切断されている。つまり、これも断ち落とによって跋文①②が失われたものと考えられる。したがって、これらの料紙が断ち落とされる前に写されたのが内閣文庫本の系統だということになる。

因みに、中原氏は前掲論文において、内閣と春日の関係について、「内閣本は春日本の近世初期の姿を伝えるものとして貴重である」(六八頁上段)と述べているが、その根拠は示しておられない。いま、そこを検証してみたわけだが、確かにそれはそのとおりであった。が、春日本に欠け、内閣文庫本にのみ存する記事というのは、料紙の断ち落とによって欠落したものであった。

ところで、春日本の第四紙と第五紙の間には筆者Bが切断したと見られる記事があると第三章で指摘したが、前掲表4を見てみると、内閣文庫本でもこの間に記事はなく、内閣文庫本が書写される時点ですでに失われていたと理解される。ただし、その第四紙と第五紙の継ぎ目部分と、それに対応する内閣文庫本の該当部分とを比較してみると、次のようになる。

春日本第四紙・第五紙継ぎ目と内閣文庫本該当箇所

春日本 第四紙・第五紙継ぎ目部分

南一寄延寄又睇天見天翼二寄火連北廻向天左伏肘
打時以右桴打腰下天上見

唄序大旨如此雖何所欲舞止時可舞此手次第如乱序也

四反近代二反ナリ (第四紙)

●入破第二帖加拍子当曲揚拍子謂之約拍子似一鼓為節有説
口伝云入破能略定時半帖舞時者自第五拍子上約拍子

北向天諸伏肘打天高踊右足披天高踊右足小諸去肘左足引上左足

諸手下退左足踏退去左○肘右足●跪踏天押足良寄右見面肩

内閣文庫本 該当箇所

南一寄延寄又睇天見天翼二寄火連北廻向天左伏肘
打時以右桴打腰下天上見

唄序大旨如此雖何所欲舞止時可舞此手次第如乱序也
則樂吹止畢

四反近代二反ナリ

(第六丁表)

●入破第二帖加拍子当曲揚拍子謂之約拍子似一鼓為節有説
口伝云入破能略定時半帖舞時者自第五拍子上約拍子

北向天諸伏肘打天高踊右足披天高踊右足小諸去肘左足引上右足

諸手下退左足踏退去左○肘右足●跪踏天押足良寄右見面肩

これを見ると、春日本第四紙と第五紙の継ぎ目の上から書かれた「四反近代二反ナリ」部分が、内閣においては「唄序」と「入破」と二箇所にかかれていことがわかる。それは「四反近代二反ナリ」部分が、前後の行と近接していたためであるのか、それが「唄序」に対する注記なのか、「入破第二帖」に対する注記なのか、書写者には判断がつかないものと思われる。

因みに、中原氏はこの注記が、「唄序」に対する注記なのか、「入破」に対するそれなのかは「判然としない」と述べておられる（前掲論文、六七頁下段）。しかし、「四反近代二反ナリ」が、第五紙前半を断ち落とし、第四紙と継いだ際に書いたものなら、それは断ち落とされた第五紙前半部分に書いてあったはずである。また、それがどちらに対する注記なのかは、

「四回繰り返すところを、最近では二回である」の意であるから、その譜を何回繰り返して演奏するかという注記で、普通は譜の冒頭に記すものである。だから、「唄序」に対する注記なら、楽譜の末尾に注記したことになり、それでは楽譜として用をなさないのではないか。「入破第二帖」に対する注記ではなかるうか。

ともあれ、紙表について内閣文庫本と比較してみると、内閣に存し、春日に欠く記事があるわけだが、それらは料紙の切断によって失われた記事であることがわかる。つまり、春日本に欠損が生じる前に写されたのが内閣文庫本であると推察できる。

ただし、問題も残る。ひとつは、春日本第四紙・第五紙間に筆者によって落とされた記事があり、そこに当てはまるのは「荒序」かと思われる点であるが、内閣文庫本にも「荒序」は見えない。つまり、「荒序」は、内閣が書写される時点で既になかったと理解されるが、それが筆者によって削られたものなら、それも当然である。とどのつまり、やはり「荒序」が削られたという点が問題になるが、繰り返すようにその理由は跋文に窺えるから、別に述べる。

なお問題を挙げれば、本文がどこから始まるのかが、これだけではわからない。内閣文庫本によって、春日本冒頭の「第二段」は、「第六段^{号少藤巻初段}」の続きであることがわかったが、内閣文庫本冒頭も途中から始まっており、これにもなお冒頭に欠があるものと推察される。本書の原態はどこから記事を始めていたのだろうか。

いくつか疑問が残るが、その理由は跋文に書かれているから別に検討することとして、次に紙背について見てみる。

2. 紙背について

前掲表1の先行研究では、春日本の紙背に当たるのは内閣文庫蔵の『荒序譜(一)』、同『舞曲譜(一)』、及び上野学園大学日本音楽史研究所蔵窪家旧蔵『舞譜』(26ウ〜31ウ)だという。前項同様に比較してみる。

第三章、表2に示したが、春日本の紙背は、巻末の修補奥書を除くと、

- (1) 「故判官近真荒序舞事」と題する記録
 - (2) 「二帖」から「八帖」に至る舞譜（荒序二四八説）
 - (3) 「八方八返うや」と題する「二帖」から「八帖」までの舞譜（荒序八方八返様）
 - (4) 「入破半帖舞例」と題する記録
 - (5) 名称未詳の舞譜（宮内庁書陵部蔵『陵王荒序』によると「囀三度舞様」）
 - (6) 「一説 東向天合掌シテ」と始まる舞譜
 - (7) 「口伝云」と始まる口伝
 - (8) 「一説 北向阿刀胡兒」と始まる舞譜
 - (9) 「返蜻蛉手」と題する舞譜
- の大別九条からなる。

これに対し、春日本に該当するという内閣文庫蔵『荒序譜（一）』・『舞曲譜（一）』、窪家蔵『舞譜』（26ウ～31ウ・32才～41ウ）の内容は次のようになっている。

- 『荒序譜（一）』・『舞譜』（26ウ～31ウ）
- (a) 「荒序二四八説 狛光則」と題する舞譜
 - (b) 「一帖八方八返様 狛光則」と題する舞譜
 - (c) 「入綾手」「勅禄手」「囀調マカ」と題する舞譜
- 『舞曲譜（一）』・『舞譜』（32才～41ウ）
- (d) 「右伏肘」等の舞譜名目
 - (e) 「舞曲体背事」と題する口伝

- (f) 「舞出心事」と題する口伝
- (g) 「舞台^ニ昇降事」と題する口伝
- (h) 「平立舞」と題する口伝
- (i) 「三人五人七人等立様」と題する口伝
- (j) 「三行立様」と題する口伝
- (k) 「行立様」と題する口伝

両者を見比べてみると、内閣文庫本と窪家本とは一致することがわかるが、春日本とは内容がかなり異なっているといえる。したがって、春日本の写しが内閣、窪の二本であるようには見えない。ただし、あえてこの中から対応するものを探すと、(3) 荒序八方八返様と (b) 「一帖^{八方八返様}狛光則」、(2) 荒序二四八説と (a) 「荒序^{二四八説}狛光則」だろうか。

このうち、春日本の「八方八返やう」と内閣・窪の「一帖^{八方八返様}狛光則」とを比較してみると、春日の「六帖」は「四帖舞也」として、標題のみで譜が見えないが、内閣・窪は「六帖」の標題すら見えない。また、春日の「七帖」は「三帖舞也」として標題のみ記して譜を書かないが、内閣・窪は「三帖舞」としながら、譜を記している。このように、同じ「八方八返」の譜においても内容には違いが見える。

そこで、この譜の「一帖」部分の字句を比較してみると、次のようになる。なお、●は対応する字句がないことを示す。

春日本 八方八返^{やう}

内閣本 ●●●●●●●●

窪家本 ●●●●●●●●

春 一帖 ●●●●●●●●

春 打^天 桴末方[●]採^天 左覆乙振替上下各三度^{左右}

内 打^天 桴末方^ヲ採^天 左伏乙振替上下各三度^{左右}

窪 打^天 桴末方^ヲ採^天 左伏乙振替上下各三度^{左右}

春 縮[●] 片躍^右手胸間付^天 玄茂趨^天 上見^百

内 縮^ニ 片躍^右手胸間付^天 玄茂走[●] 上見^百

窪 縮^ニ 片躍^右手胸間付^天 玄茂走[●] 上見^百

諸本を対照させてみると、内閣と窪は同文だといえるが、春日との異同はかなり多いことがわかる。とくに、春日本に見えず、内閣・窪にのみ存する文字がかなりあるから、春日から内閣・窪へという書写過程は想定できない。したがって、内閣・窪家の二本と春日本紙背の荒序譜は直接関係するものではないといえる。

こうして見ると、春日本の紙背と、内閣文庫蔵『荒序譜（一）』、同『舞曲譜（一）』、窪家旧蔵『舞譜』の三本はまったく異なる本だと推察される。表3に示したように、内容がまるで異なる。わずかに荒序譜が一致するようにも見えるが、字句を比較してみると、両者はまったく別の荒序譜であることが明らかである。従来は春日本を写したものが内閣・窪だといわれてきたわけであるが、紙背についてはそれが誤りであったといえる。したがって、『舞楽手記』の伝本は、春日社蔵『舞楽手記』と内閣文庫蔵『荒序譜（一）』、田安家蔵『荒序譜（一）』、伊達文庫蔵『荒序譜（一）』の四本で、春日本が祖本、内閣文庫本以下がその系統の江戸期書写本ということになる。

ただし、内閣田安・伊達の各本にも「荒序」の譜はないのであるから、これらを「荒序譜」とする書名は紛らわしい。首欠で、内題を欠くから、その書名は後人が付したものと思われるが、この名称では誤解を招くのではないか。「陵王」といえば「荒序」というイメージが先行したためかと想像もするが、それも「荒序」が、陵王における秘事、秘曲であったから

でもあろう。

諸本の関係については右の通りであるが、既述のように本書の内容には課題もある。繰り返すが、それは（一）筆者自身によって削られた本文があり、それが「荒序」かと思われること、であり、（二）諸本いずれにも冒頭に闕があり、本書の記事はどこから始まるのかが明らかでない、ということである。つまり、本書の原態がわからない。失われた記事があるとすれば、それは何なのか。

六、豊家蔵本^{ぶん}について

本書の原態が問題であるが、それを追究する前に、豊家本家に蔵する諸本についても述べておく。豊家は、江戸以前は豊原と称し、古く平安期より楽に奉仕してきた「楽家」の一である。個人蔵であるから、原本は未調査であるが、写真の紙焼きを得られたから、可能な範囲で解題を記し、諸本と比較してみる。

1. 豊家本家蔵『荒序舞譜』

豊家本家所蔵。該本は個人蔵につき、原本は未見であるが、一九四三年に平出久雄が作成した「豊家本家蔵書目録²¹」に解題があり、一九七五年、上野学園大学日本音楽史研究所（当時は上野学園日本音楽資料室）の特別展観への出陳に伴い、撮影された写真の紙焼きがある。いま、これらを参考にすると、まず平出の解題では、

33. 荒序舞譜 狛 近真著 一冊

美濃判 6.5×4.3 陵王荒序ノ古譜ヲ写セルモノ。文中近真ノ自筆譜ヲ写シ少シク「予」（何人カ不詳）加筆シタル由ミユ。奥書ナシ。多氏本家、楽譜目録一二七号荒序舞譜ト大略同ジナルモ多氏本ニ存シ豊氏本ニ欠クル点アリ、今後ノ研

究ヲ要ス。

(同目録、二〇頁)

となっており、該本は陵王荒序の譜で、狛近真の著作という。また、多氏本家の「楽譜目録一二七号荒序舞譜ト大略同ジ」ということであるから、その目録も引いてみる。

一二七、荒序舞譜

ミノ判 6.6×8.9 春日本ト同内容ナリ。舞譜及び記録。「弘安三・二・廿九狛宿祢真葛」等ノ記名アリ。⁽²⁾

ここにいう「春日本」が何を指すのか、具体的には説明されていないが、春日大社に蔵する荒序舞譜ということであれば、それは『舞樂手記』紙背、ないしは『輪台詠唱歌外樂記』のそれということになる。後者は輪台の詠唱歌の譜と二種の荒序譜からなる本で、『手記』とも、該本(豊家本家蔵『荒序舞譜』)とも内容はまったく異なる。したがって、ここにいう「春日本」は『手記』を指すのではないかと思われるのであるが、後述するように、該本は陵王の舞譜ではあるが、「荒序」はないから、それを「荒序舞譜」と呼ぶのはおかしい。ただ、原本が見られていないからこれ以上追究できない。ともあれ、平出の解題によれば上記のような書だということがわかる。

では、写真の紙焼きではどうか。それによると、該本は一冊の袋綴冊子本で、表紙は渋引き。左肩に「荒序舞譜」と打付書きにし、右下に「豊家本家所蔵/No.33」と書かれた蔵書票が付く。なお、外題は本文の筆と異なる。表紙見返し右下には「豊原／喜秋」の方型印が捺されている。墨付は二十三丁であるが、巻末は裏表紙の見返し(所謂表紙3)に及ぶ。書写は一筆。うち第一丁から第六丁までは、内閣文庫蔵『荒序譜(一)』と同内容である。第七丁は扉で、中央に「舞譜」と墨書。第八丁からは「羅陵王」の舞譜であり、こちらが『舞樂手記』にあたる。ただし、該本も「荒序」部分は見当たらない。また、内閣文庫蔵『荒序譜(二)』とはまったくの同内容で、春日本で欠けている冒頭部分と、「嗔序」の「第一段」、奥書①②を有していることがわかる。つまり、該本は内閣文庫本と同様に、春日本を親本ないしは祖本とするものだとはいえる。

そこで内閣文庫本と比較してみると、誤写・誤記と思われる異同がいくつか散見し、行取りも異なる部分があるが、冒頭の欠損部分はまったく同じであることがわかる。内閣文庫本は巻首が欠け、記事の途中から始まっていたわけだが（第五章に記述）、該本も同じである。つまり、該本も内閣文庫本と同じように、冒頭がこのように欠けた状態であった時に写されたものであったかと察せられる。ただし、内閣に見られる破損の跡を示す注記が、豊家では見られない部分もある。たとえば、次のような場合である。

表6 破損部分の比較 「囀」第二段より ※□は料紙破損

春日本	又睥時同 _右 手 _下 足踏放□ _右 手 _下 ヲ
内閣本	又睥時同 _右 手 _下 足踏放 _右 手 _下 ヲ
豊家本	又睥時同 _右 手 _下 足踏放置 _右 手 _下 ヲ

春日本で現在破損している部分が、内閣文庫本では「一」と墨線が引かれており、破損を示す注記ととれるわけであるが、豊家本当該箇所には文字が書かれていることがわかる。したがって、この部分については、春日本に破損が生じる以前に写された系統の写本が豊家本で、破損以後に写された系統であるのが内閣文庫本だということになるか。つまり、豊家本には内閣文庫本より春日本の古い形を留める部分もあると考えられる。

概略は上記の通りであるが、平出は該本を伯近真の編とし、「予」なる人物がそれを写し、「加筆」したものとしている（前述）。該本が『舞樂手記』の一伝本だとすると、同書を聖宣の編とする中原氏の説とは異なることになるが、氏はこちらの平出説には触れていないから、この説についても、今後跋文を含めた詳しい検証が必要かと推察する。

2. 豊家本家蔵『荒序』

豊家本家所蔵。こちらにも未見であるが、平出の解題があり、写真の紙焼きがある。前者によれば、

34. 荒序譜 豊原重秋集 一冊

美濃判 6.4 × 8.8 前半八陵王荒序ノ笙譜及所作及相伝文書ノ写等ヲ収ム。「享徳二年九月廿八日 豊原重秋（花押）。後

半ハ荒序舞譜ヲ収ム。「已上如本写之訖当家伝来既年久虫ノミテ雖不分明（無脱カ）依類本不遂校合、享徳二年九月晦日 重秋

（花押）」トアルモ原本ニ非ズ。喜秋ノ筆ナリ。²³⁾

とあり、享徳二年（一四五三）に豊原重秋が編集したもので、原本は喜秋がそれを写したものであるという。

他方、写真の紙焼きによれば、該本は一冊の袋綴冊子本で、表紙は洪引き。左肩に「荒序」と打付書きにし、右下に「豊家本家所蔵／No.34」と書かれた蔵書票が付く。なお、外題は本文の筆と異なる。表紙見返し右下には「豊原／喜秋」の方形印が捺されている。墨付は三十六丁だが、巻末は裏表紙の見返しに及ぶ。書写は一筆。内容は以下の通り。

表7 豊家本家蔵『荒序』内容

甲	
「羅陵王」	（内題）
「荒序（笙譜）」	一切ノ八切
「破」	
「当曲所作之例」	時秋、利秋、忠秋、近秋、政秋、景秋：（中略）
伝授譜①	「秘説八帖」（荒序笙譜）明徳三年八月二十一日付。
同②	「羅陵王荒序」（荒序笙譜）明徳三年（一三九二）八月二十一日付。
同③	「將軍家江進上ノ信秋之奥書」永徳元年（一三八二）八月二十七日付。
同④	「羅陵王荒序」（荒序笙譜）正長元年（一四二八）十一月十六日付。
同⑤	「平調并太食調入調」（笙譜）正長二年（一四二九）三月十一日付。
奥書	「已上当家面目道之冥加無限者也子孫為勤執心載之（中略）享徳二年（一四五三）九月廿八日／豊原重秋（花押）」

<p>乙</p> <p>「四方荒序<small>狛光</small>」(舞譜) 一帖〱八帖 「荒序八方八返<small>狛光</small>」(舞譜) 一帖〱八帖 入綾手 勅禄手 奥書「已上狛光則之説本ノマ、書写載之」</p>	<p>丙</p> <p>囀 第一段、第二段 囀序 第一段、第二段 入破第二帖・(同) 半帖 入破第二切異説・(同) 半帖頭 入綾手「(中略) 前荒序之次載之仍略光則説同」 勅禄手「前二載光則説ト同仍略」 入破第二切半帖異説 跋文①「仁治三年正月十五日ヨリ…」 同②「故判官近真去正月廿五日…」 同③「故判官蒙勅許事」 奥書「已上如本写之訖当家伝来既年久虫ハミテ雖不分明依無類本不遂校合ノ享徳二年九月晦日 重秋(花押)」 (大鼓説二種)</p>
---	--

内容と奥書とを見るに、該本は三種の書からなり、いま仮にそれを甲、乙、丙とすると、甲は「羅陵王」「荒序」の笙に
 関わる内容が主体で、荒序の笙譜ほか、「当曲所作之例」と題して、豊原家楽人の荒序所作の記録が記され、後半には伝授
 譜の写しが記される。奥書は享徳二年(一四五三)九月二十八日の豊原重秋のものであるが、花押は写しである。

乙は「羅陵王」「荒序」と「入綾手」、「勅禄手」の舞譜で、「四方荒序狛光」から「勅禄手」に至るが、これは先に述べた
 内閣文庫蔵『荒序譜(一)』と同内容である。末尾に「狛光則之説」を書写した旨の奥書がある。

丙は「荒序」を除く「羅陵王」の舞譜で、春日大社蔵『舞楽手記』、内閣文庫蔵『荒序譜(二)』と同内容である。ただ
 し、春日・内閣が「乱序」の途中から記すのに対し、該本はその次の「囀」から記す。また、内閣文庫本とは跋文の順序が

異なり、該本の順序を①②③とすると、内閣本のそれは②③①となる。末尾の奥書は、享徳二年（一四五三）、豊原重秋が「当家伝来」の本を写した由の識語で、「轉」から跋文③までを写した際の奥書である。ただし、その花押は写しであるから、該本は重秋の書写本そのものではない。その写しの系統だということになる。

ともあれ、該本は三部からなり、いずれも異なる書を一書にまとめて写したものと解される。乙については奥書に年紀や書写者の署名がないから不明だが、甲と丙はいずれも享徳二年の豊原重秋の奥書で、花押は写しであるから、該本は享徳二年重秋書写本の写しの系統だと推察できる。前掲の平出解題によれば、喜秋（一八四八～一九二〇）の筆跡ということであるから、それなら幕末から明治頃の書写だということになるが、『手記』の写本としては最も古い年紀を有するから、『手記』の室町前期以前の状態を残している部分もあると思われる。

そこで問題となるのは、春日・内閣との関係であるが、春日との関係については同本が現存諸本の祖本で、あるいは原本かとも思われるから、該本はこれを祖本とするものと見てよい。内閣については、同本が江戸前期、寛文六年（一六六六）の写しである（前述）のに対し、該本は享徳二年（一四五三）の奥書を有するから、内閣より前に春日本を写した本の系統であるといえる。が、「乱序」がない、跋文の順序が異なるなど、春日・内閣とは異なる点もあり、その点は未解明である。ただし、想像をたくましくすると、「乱序」は諸本すべて前半が欠けているから、楽譜としては用を成さない。だから、削ったのだろうか。跋文の順序が異なるについては、春日本の跋文①②を記す紙と跋文③を記す第十五紙とが一時期錯簡を生じ、入れ替わっていたと想定すると、該本のような順序になるから、そういう可能性もある。

3. まとめ

豊家本について概略を述べたが、豊家本二本のうち、『荒序舞譜』については、内容を見るに、誤写・誤記と思われるものを除くと内閣文庫本とまったくの同内容であり、同本と同じように、春日本が親本ないしは祖本だということになる。た

だし、春日本で現在破損している部分が、内閣文庫本では墨線が引かれ、親本が破損していたことを窺わせるが、豊家本では文字が書かれている部分もあり、その部分については春日本に破損が生じる以前に写されたのが豊家本で、破損以後に写されたのが内閣文庫本だと推察できる。つまり、豊家本は内閣文庫本に比して古態を残している部分もあるといえる。なお、こちらにも「荒序」は見当たらないが、繰り返すように、それが筆者によって断ち落とされたものなら、見当たらないのも当然である。

豊家蔵『荒序』についても春日・内閣とは同内容で、春日を祖本とするものだとわかる。ただし、「乱序」部分がない、跋文にも順序が異なる等の違いがあり、不明な点も残るが、享徳二年の奥書を有し、春日本『手記』の室町期の姿を窺わせる部分もあるものといえる。が、こちらにも「荒序」部分は見当たらない。

豊家蔵の二本については原本を見ていないから、これ以上の追究は避けるが、内閣文庫本と同様に、現在春日本に欠けている部分は豊家本によって補える。また、内閣の誤記・誤写と思われる部分も、豊家本によって補訂できる。また、跋文においても内閣で欠字になっている部分が豊家本で補えたから、詳細は跋文の検証で述べることとする。ともあれ、豊家本はどちらも貴重な伝本の一つだといえる。

七、本稿のまとめと課題

ここまでの考証をもとに、諸本の関係を図示すると次のようになる。

(次頁『舞樂手記』諸本系統図 参照)

諸本六本のうち、春日本が祖本であるが、これが内閣文庫本と豊家の二本の親本でもあるかどうかは未解明である。内閣文庫本は、春日と行取りまで同じくする本であるが、断定はできない。ともあれ、豊家『荒序』が春日本のもっとも早い写

であるが、それは跋文も検討してみなければわからない。因みに、中原氏のいう『羅陵王舞譜』は宮内庁書陵部の所蔵であるが、こちらも同じく検討を要するものと推察する。しかし、もう紙数がない。課題は別稿に譲ることにするが、ここに至るまでには、そもそも春日本の検討が不十分であるという問題があった。

春日本を实見してみると、『手記』の筆者自身によつて料紙が断ち落とされ、失われた記事があるものと推察された。また、そこに当てはまるのは、「羅陵王」の構成から推して「荒序」かと考えられた。なぜ「荒序」がないのか、が問題になった。

『手記』紙背については、これまで考察の対象外とされてきたわけであるが、追究してみると、本文と同筆の記事もあり、それは裏書かと思われた。つまり、表裏は一体のものであり、対象から外すべきではなかったわけである。

また、これまで紙背に対応する伝本と考えられてきた内閣文庫蔵『荒序譜（一）』、窪家旧蔵『舞譜』はまったく異なる本であると考察された。

ともあれ、ここでは『舞楽手記』の諸本とその関係を追究することに終始したが、同時に問題点を炙り出すこともあった。これらの課題は、残る跋文の解釈にかかっていると思われるが、それは別稿で検証することとし、本稿はここで筆を措くことにする。

（二〇〇九年九月末日）

付記、本稿を成すにあたり、春日大社の松村和歌子氏、ならびに秋田真吾氏には、お忙しい中、春日大社所蔵本の閲覧をご許可くださり、また貴重なご教示も頂いた。ここに記して、御礼申し上げます。

なお、『舞楽手記』については、翻刻と解題を、岸川佳恵氏と共同で草した「春日大社蔵『舞楽手記』翻刻 付解題」に収めた。また、本稿で残る課題とした跋文の解釈等については、前述の解題に概略を記したが、詳細な考証は別

稿にて発表する予定である。本稿と合わせて参照していただければ幸いである。

追記、二松学舎大学二十世紀COEプログラム中世日本漢文班編『雅楽資料集』第三輯に発表した「『教訓抄』の古写本について」の、宮内庁書陵部所蔵『教訓抄』解題の中で、同本の軸について「末尾に軸付紙（軸巻）を幾枚も後補して、軸を太くし、かぶせ軸にする。」（三頁上段十一、十二行目）と書いたが、「かぶせ軸」は本来、軸にかぶせて軸を太くする木製品のことである。筆者は執筆当時勘違いをしており、京都国立博物館所蔵の『教訓抄』を閲覧させていただいたおり、同館の羽田聡氏よりかぶせ軸の実物を見せていただき、誤りであることに気がつき、元書陵部の榊節男氏にこの点についてあらためて伺い、書陵部本の軸について確認した次第である。軸に軸付紙を幾枚も巻きつけることにより、軸を太くし、軸を巻いた時に本紙を傷めないための処置で、かぶせ軸もそういった目的で付けられるものであるが、両者は別物である。なお、榊節氏によれば、前者についてはとくに名称はないとのことである。したがって、ここは単に「末尾に軸付紙（軸巻）を幾枚も後補して、軸を太くする。」と書くべきところであった。ここにお並びして訂正させていただく。

注

(1) 奈良県春日大社に所蔵する、鎌倉期の楽書『楽所補任』二巻、『舞楽古記』一巻、『高麗曲』一巻、『舞楽手記』一巻、『輪台詠唱歌外楽記』一巻、『楽記』一巻、都合七巻の通称。また、これの写しと覚しき江戸期の写本が国立公文書館内閣文庫、国文学研究資料館寄託田安徳川家に各二十二冊、宮城県図書館伊達文庫に二十冊、上野学園大学日本音楽史研究所に十二冊確認されている。内閣文庫ほか二十二冊あるいは十二冊であるのに対し、春日社のものが七巻と部数が少ないのは、もともと二十二冊のような大部な楽書であったものが、何らかの理由で減じたためと見られている。なお、福島和夫氏が『日本古典音楽文献解題』（岸辺成雄博士古稀記念出版委員会編、講談社、一九八七年九月刊）に、「春日楽書」の項目で解題を書いておられる。

- (2) ここに述べたことは、注1の解題に指摘されている。
- (3) 岸辺成雄ほか「田安德川家蔵楽書目録——その資料的意義——」（東洋音楽学会編『東洋音楽研究』第四一・四二合併号、一九七七年八月刊）の「六、『二十二冊楽書』の由来」によれば、内閣文庫本は福島和夫氏によって、田安德川家本は岸辺氏らによって、確認されたと知られる。
- (4) 注1の解題に、「文献学的調査研究と本文整理が待望される」と書いておられる。
- (5) 注1の解題に、「いずれも資料価値は極めて高い」と書いておられる。
- (6) 岸川佳恵・神田邦彦「舞樂手記」翻刻 付解題、『日本漢文学研究』第五号、二松学舎大学日本漢文教育プログラム、二〇一〇年三月。
- (7) 大阪大学古代中世文学研究会編・刊行、二〇〇八年十月。六二〜七八頁。
- (9) 福島和夫編『中世の音楽資料——鎌倉時代を中心に——解題目録』（上野学園日本音楽資料室第十回特別展観）、上野学園日本音楽資料室刊、一九八六年十月。
- (10) 櫻井利佳「春日大社蔵〔楽記〕について 付、紙背〔打物譜〕翻刻」、二松学舎大学二十一世紀COEプログラム中世日本漢文班編『雅楽・声明資料集 第二輯』、同プログラム刊、二〇〇七年三月。
- (11) 平出久雄「楽所補任」私考、『月刊楽譜』第二十六卷六月号、一九三七年六月。また、『東洋音楽研究』第二輯、東洋音楽学会、第一書房、一九八五年十二月復刻、に収録。
- (12) 注1の解題による。
- (13) 本書（『舞樂手記』）のみならず、ほかの「春日楽書」六巻もすべてこの修補奥書を有し、装丁も同一である。
- (14) 宮内庁書陵部蔵本（室町期書写）巻第一による。
- (15) 注14に同じ。
- (16) 伏一〇七六。解題と翻刻は、中原香苗「宮内庁書陵部蔵〔羅陵王舞譜〕——解題と翻刻——」、『日本伝統音楽研究』第一号、京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター、二〇〇四年三月。中原氏はこれを「羅陵王舞譜」と呼んでおられるが、書陵部での登録書名は「陵王荒序」である。本稿ではこちらに倣った。
- (17) 印字できないから、注11の翻刻の最後に掲げた補注に影印を載せたので、そちらを参照されたい。
- (18) 注3参照。
- (19) 『日本音楽資料展出陳目録』（上野学園日本音楽資料室第五回特別展観）、一九七九年十月刊、三三頁。『中世の音楽資料——鎌倉時代を中心に——解題目録』（上野学園日本音楽資料室第十回特別展観）、一九八六年十月刊、一八頁等に収録。本稿での引用は後者による。
- (20) 二松学舎大学COEプログラム中世日本漢文班編『雅楽資料集』（資料編）、同プログラム事務局、二〇〇六年三月刊。
- (21) 平出久雄「豊氏本家蔵書目録第三輯 楽譜目録・第四輯 遺墨・雑書目録（器物目録）」、多忠雄編『楽道撰書』第七巻、楽道撰書刊行

会、一九四三年十二月。

(22) 平出久雄「多氏本家蔵品目録 第二輯 楽譜目録・第四輯 楽器目録」、多忠雄編『楽道撰書』第二卷、楽道撰書刊行会、一九四三年六月、二九頁。

(23) 注21の目録、二〇頁。